

へきけんニュース

2008年6月12日発行 第41号

〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号
TEL:0154-44-3291 FAX:(現在調整中)
E-mail:hekiken@kus.hokkyodai.ac.jp

<へき地教育研究支援部門>が発足しました

本学のセンター再編に伴い、<へき地教育研究センター>は、学校・地域教育研究支援センターの一部門となりました。

センター長は眞田雄三理事、部門長は村田文江教授(主任センター員兼務/釧路校)が発令されました。近日中に、部門を構成するセンター員が発令される予定です。

平成20年度予算は、旧<へき地教育研究センター>の事業内容を継承して策定する予定です。

なお、へき地教育研究支援部門は釧路校に置くことになりましたが、事業継続の都合から、当分の間、岩見沢校で事務を執り行います。

平成20年度「へき地教育研究計画」の募集

へき研の事業費による「へき地教育研究計画」を、下記のように募集します。
研究計画の申請

* 研究課題は、次の3つの領域に属するものとします。

- ・ へき地・小規模校教育に関する基礎的・理論的研究
- ・ へき地・小規模校教育に関する実践研究(実践報告を含む)
- ・ へき地・小規模校教育にかかわる地域研究

* 計画書の請求は、へき研事務室(岩見沢校、内線55-208)担当 野田までお問い合わせください。なお、研究計画書の様式は、当センターホームページでも掲載しております。(http://reiw.iwa.hokkyodai.ac.jp/hekiken)

* 計画書には、研究目的・内容を具体的に記入してください。

また、「へき地・小規模校教育の発展に資する本研究の意義」を明記してください。

* 経費の項目は、「備品・消耗品・旅費・その他」です。

* 申請額の上限は、20万円の予定です。

* 計画書(1部)は、6月27日までに、へき研事務室に提出してください。

研究計画の採否

* 予算示達を受けて、7月中旬を目処に決定します。

研究成果の提出

* 研究成果は、次年度の紀要『へき地教育研究』第64号に投稿することになります。原稿の締め切りは、平成21年5月末です。

研究紀要『へき地教育研究』第63号の投稿締め切り

- (1) 平成19年度に採択された研究計画の成果の投稿締め切りは、平成20年6月23日です。『へき地教育研究』執筆要項に基づいて、紀要原稿提出用紙を添付の上、へき研事務室に提出してください。所定の提出用紙は、へき研ホームページでも掲載しております。
- (2) 研究費の配分を受けていない方からの投稿も歓迎します。詳細は、へき研事務室にお問い合わせください。

新センター規則(抄)

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

第2章 部門、業務、職員等

第3条 センターに、次の部門を置く。

- (1) 学校教育研究支援部門
- (2) **へき地教育研究支援部門**
- (3) 生涯学習・地域連携部門

第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1)～(4)・(13) (略)
- (5) **へき地・小規模校教育に関する調査及び研究**
- (6) **へき地・小規模校における教育内容及び教育方法の研究及び開発**
- (7) **へき地・小規模校の教育実践に関する連携及び支援**
- (8) **学生のへき地教育実習の実施**

第5条 センターに、センター長の他、次に掲げる職員を置く。

- (1) **部門長**
- (2) **主任センター員**
- (3) **センター員**

2 (略)

第6条 センター長は、学長の監督の下に、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

- 2 部門長は、センター長を補佐し、当該部門の業務を掌理する。
- 3 主任センター員は、部門長を補佐し、当該部門の業務に従事する。
- 4 センター員は、当該部門の業務に従事する。

第7条 部門長は、本学の教員のうちからセンター長の推薦により、学長が任命し、教育研究評議会に報告する。

2 主任センター員及びセンター員は、本学の教員のうちから学長が任命し、教育研究評議会に報告する。

第3章 センター会議等

第8条～第11条 (略)

第12条 センターの業務を遂行するため、センターの各部門に部門会議を置く。

- 2 部門長会議は、部門長、各キャンパスセンター長が指名するもの、主任センター員及びセンター員で組織する。
- 3 部門会議は、前項のほか、部門長が必要と認めたものを加えることができる。
- 4 部門会議は、部門長が招集し、その議長となる。

第4章 雑則

第13条 (略)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し、必要な事項は、センター会議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

全文は本学ホームページにあります。